

総合運転試験フェーズⅢにおける留意事項等について

平成29年8月

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. データ移行（移行リハーサル）について

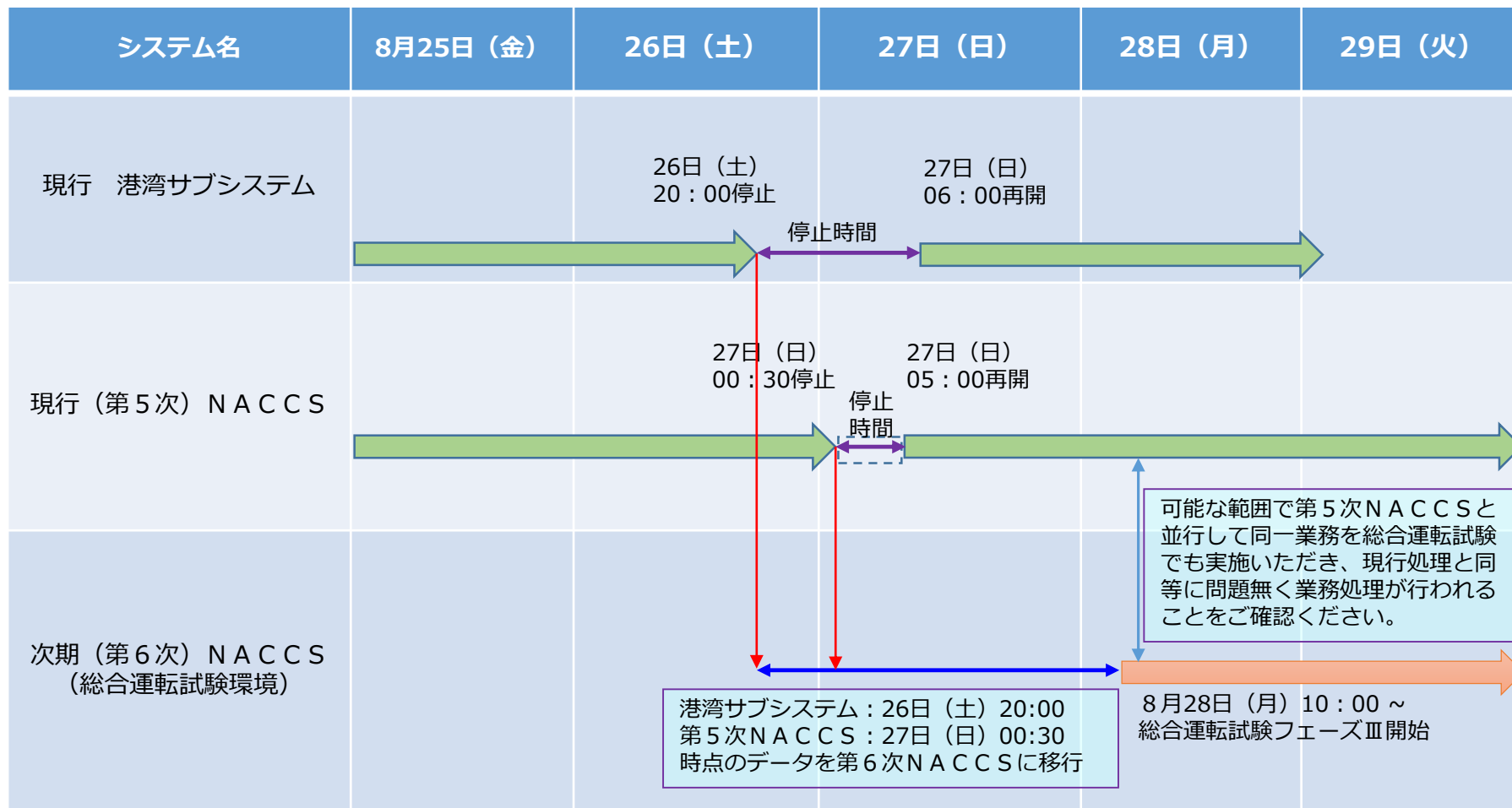
本年（平成29年）8月28日（月）から総合運転試験フェーズⅢを実施いたします。当フェーズにおいては、先般、ご案内のとおり、フェーズ開始前に現行（第5次）NACCSのデータを次期（第6次）NACCS（総合運転試験環境）に移行を行います。利用者の皆様は、当該移行されたデータを利用して、総合運転試験の中で後続業務を行い、第5次NACCSと同等の業務処理等が正常に行われることをご確認いただきたいと思っております。

また、移行処理においては、業務仕様の変更等に伴う一部データ等の変換処理も実施いたしますので、変換後のデータについてもご確認いただくことが可能となります。

なお、今般のフェーズⅢに向けたデータ移行は、10月の更改本番を踏まえて移行リハーサルとして実施するものであり、更改日当日とほぼ同一の処理となりますので、円滑な更改を迎えるためにも積極的に試験に参加いただき、移行前後における業務処理、留意事項等をあらかじめご確認いただきますようお願いいたします。

また、本資料では、移行処理の概要と、移行対象データ、変換対象データ等の内容について概略的にご案内するものであり、10月8日（日）（予定）本番に向けた移行時における留意事項等の詳細については、9月中旬以降に開催する移行説明会において、あらためてご案内いたします。

2. フェーズⅢ開始時に実施する移行リハーサルイメージ



3. 移行データについて

移行リハーサルでは、平成29年8月26日（土）のシステム停止時間時点（港湾サブシステム：26日（土）20:00、第5次NACCS：27日（日）00:30）で第5次NACCS等に登録されている情報を、下記のデータを除き、すべて第6次NACCS総合運転試験環境に移行します。

従って、フェーズⅢでは、第5次NACCSで登録したデータを利用して後続業務を行うことが可能です（例えば、第5次NACCSで登録した貨物情報を利用して、輸出入申告手続等が行えます。）。

ただし、第6次NACCSの仕様変更に合わせてデータ項目追加・桁数変更及び入力内容の変更があるため、移行データの利用に関してご留意いただく事項があります。詳細は次ページ以降においてご案内します。

【移行対象外となるデータ（情報）】

① 海上入出港業務

- ・「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請（APA）」業務後、申請状態が未許可の指定地外／船陸／船舶間交通許可申請情報データ
- ・「乗組員情報登録（VTX02）」業務で登録した海上乗組員データ
- ・「旅客情報登録（VTX03）」業務で登録した海上旅客データ
- ・「船用品情報登録（VTX04）」業務で登録した船用品データ
- ・港湾管理者業務（K業務）にかかる申請情報データ※

※「書類状態確認（WVS）」業務にて申請状態を確認することは可能ですが、詳細内容を確認することはできません。

② 乗員上陸許可申請業務

- ・「乗員上陸許可申請（CRW03）」業務で事項登録中の乗員上陸許可申請情報データ

③ 医薬品医療機器等輸入報告関連業務

- ・事項登録中又は届出済みで受理前の医薬品医療機器等輸入報告データ

4. 法人番号変換について

第6次NACCSでは、輸出入者コードとして法人番号を利用しますが、移行前にJASTPROコード及び税関発給コードが入力されている場合は、「JASTPROコード等を法人番号との紐付け情報」に基づき、下表のとおり法人番号へ変換して移行を行います。紐付け情報がないため変換できない場合は、第5次NACCSの値の輸出入者コードの末尾にスペースを付与し移行します。

変換対象となる業務は、別紙1「法人番号変換対象業務等一覧」を参照してください。本移行時においては、平成29年7月31日（月）時点の紐付け情報を基に移行処理（変換処理）を実施いたします。平成29年8月1日（火）以降の紐付け情報は移行処理を行いませんので予めご了承ください。また、10月本番の移行時は、平成29年9月19日（火）時点の紐付け情報で移行処理を行い、9月20日（水）～10月7日（土）の紐付け情報については移行処理を行わない予定ですので、併せてご連絡いたします。

1. JASTPROコード → 法人番号				
	JASTPROコード	→	法人番号	備 考
①	P1234567 0000	→	3210987654321 0000	紐付け情報に基づく単純変換
②	P1234567 <u>0001</u>	→	3210987654321 <u>0001</u>	同一JASTPROコード（枝番1）
③	P1234567 <u>0002</u>	→	3210987654321 <u>0002</u>	同一JASTPROコード（枝番2）
2. 税関発給コード → 法人番号				
	税関発給コード	→	法人番号	備 考
①	10054321 0000	→	2043210987654 0000	紐付け情報に基づく単純変換
②	10054321 <u>0001</u>	→	2043210987654 <u>0001</u>	同一税関発給コード（枝番1）
③	10054321 <u>0002</u>	→	2043210987654 <u>0002</u>	同一税関発給コード（枝番2）
3. 一の法人でJASTPROコードと税関発給コードを保持している場合 → 法人番号				
	JASTPRO・税関発給コード	→	法人番号	備 考
①	P9876543 <u>0000</u>	→	1112223334444 <u>0000</u>	JASTPROコード
②	10098765 <u>0000</u>	→	1112223334444 <u>9000</u>	税関発給コードの場合は、枝番を「9000」として変換
4. 法人番号を有しない個人等のJASTPROコード・税関発給コード → JASTPROコード・税関発給コード				
	JASTPRO・税関発給コード	→	JASTPRO・税関発給コード	備 考
①	P1234567 0000	→	P1234567 0000△△△△△	第5次NACCSの値の末尾にスペース（△）を付与し設定
②	11198765 0000	→	C000011198765 0000	個人：税関発給コードのまま（先頭にC0000を付与して変換）

別紙 1 法人番号変換対象業務等一覧 (1)

対象業務	対象項目	備考			
<ul style="list-style-type: none"> ・輸入申告関係業務 ・輸入(引取)申告関係業務 ・特例委託輸入(引取)申告関係業務 ・特例申告関係業務 ・特例委託特例申告関係業務 ・蔵入(移入・総保入)承認申請関係業務 ・展示等申告関係業務 ・蔵出(移出・総保出)輸入申告関係業務 ・蔵出輸入(引取・特例)申告関係業務 ・「輸入申告等照会(IID/IIDOW)」業務 ・「輸入申告等一覧照会(IDI/IDIOW)」業務 	輸入者コード		・「担保照会(IAS)」業務	担保提供者コード	
	輸入者(入力)		・「担保一覧照会(IASO1)」業務		
	輸入取引者コード		・「担保提供書照会(ITT)」業務		
	輸入取引者(入力)		・「輸出貨物情報照会(IGS/IGSOW)」業務	輸出入者コード	出力は「荷送人情報」
<ul style="list-style-type: none"> ・石油製品等移出(総保出)輸入申告関係業務 ・輸入マニフェスト通関申告関係業務 <p>以下業務において、共通管理番号での呼出しを行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「輸入申告等呼出し(IDB)」業務 ・「食品等輸入届出呼出し(IFB)」業務 ・「輸入植物検査申請呼出し(IPB)」業務 ・「輸入畜産物検査申請事項呼出し(ILB)等」業務 ・「シングルウィンドウ輸入申告事項呼出し(SWB)」業務 	輸入者コード		<ul style="list-style-type: none"> ・輸出申告関係業務 ・積戻し申告関係業務 ・特定委託輸出申告関係業務 ・特定製造貨物輸出申告関係業務 ・特定輸出申告関係業務 ・展示等積戻し申告関係業務 ・別送品輸出申告 	輸出者コード	
	輸入者(入力)		<ul style="list-style-type: none"> ・「輸出申告等照会(IEX/IEXOW)」業務 ・「輸出申告等一覧照会(IES/IESOW)」業務 ・「別送品輸出申告照会(IEU/IEUOW)」業務 ・「別送品輸出申告一覧照会(IUE/IUEOW)」業務 	輸出者(入力)	
			<ul style="list-style-type: none"> ・輸出マニフェスト通関申告関係業務 ・「輸出申告等照会(IEX/IEXOW)」業務 ・「輸出申告等一覧照会(IES/IESOW)」業務 	バンニング場所 1~5	
			<ul style="list-style-type: none"> ・「貨物情報照会(ICG/ICGOW)」業務 	輸出者コード	
<ul style="list-style-type: none"> ・「輸入貨物情報照会(IAW/IAWOW)」業務 ・「輸入貨物情報変更登録(CAI/CAIO1)」業務 	荷受人コード		<ul style="list-style-type: none"> ・本船・心中扱い承認申請関係業務 ・「本船・心中扱い承認申請照会(IHF)」業務 	輸出者・ 輸入者コード	
	<ul style="list-style-type: none"> ・機用品蔵入承認申請関係業務 ・「機用品蔵入等承認申請照会(ICT)」業務 	輸入者コード		<ul style="list-style-type: none"> ・インボイス・パッキングリスト情報登録関係業務 ・インボイス・パッキングリスト仕分情報登録関係業務 ・「インボイス・パッキングリスト情報照会(IIV)」業務 	
<ul style="list-style-type: none"> ・修正申告関係業務 ・「修正申告事項登録呼出し(AMB)」業務 ・「修正申告(AMC)」業務 ・「修正申告照会(IAD)」業務 	申告者コード		電子インボイス受付番号での呼出しを行った場合	輸出入者コード	
	申告者(入力)		<ul style="list-style-type: none"> ・「輸入申告事項呼出し(IDB)」業務 ・「シングルウィンドウ輸入申告事項呼出し(SWB)」業務 ・「輸出申告事項呼出し(EDB)」業務 		
	輸入取引者コード				
	輸入取引者(入力)				
<ul style="list-style-type: none"> ・関税等更正請求関係業務 ・「関税等更正請求照会(IKK)」業務 	請求者コード		<ul style="list-style-type: none"> ・食品等輸入届出関連業務 ・「食品等輸入届出控再出力(RIF)」業務 ・「食品等輸入届出情報照会(IIF)」業務 ・「食品等輸入届出一覧照会(IFI)」業務 	輸入者符号	
	請求者(入力)			輸入者符号(入力)	
	輸入取引者コード				
	輸入取引者(入力)			<ul style="list-style-type: none"> ・輸入畜産物検査申請関連業務 ・「輸入畜産物検査申請事項呼出し(ILB)」業務 ・「輸入畜産物回送申請事項呼出し(ILY)」業務 ・「輸入畜産物検査申請情報照会(IIL)」業務 ・「輸入畜産物検査申請事項登録(ILAO1)」業務 ・「輸入畜産物検査申請情報照会(ILAO4)」業務 	荷受人コード
一括特例申告関係業務	輸入者コード				
<ul style="list-style-type: none"> ・「一括納付書一覧照会(INF)」業務 ・「MPN状況照会(IMP)」業務 ・「納付書再出力(RNF)」業務 一括納付書情報 ・「納付書再出力(RNF)」業務 納付番号通知情報 	納税者コード			荷受人(入力)	

別紙 1 法人番号変換対象業務等一覧 (2)

<ul style="list-style-type: none"> 輸出畜産物検査申請関連業務 「輸出畜産物検査申請事項呼出し (EMB)」業務 「輸出畜産物検査申請情報照会 (EIM)」業務 「輸出畜産物検査申請事項登録 (ELA01)」業務 「輸出畜産物検査申請情報照会 (ELA04)」業務 	荷送人コード	
	荷送人コード	
<ul style="list-style-type: none"> 輸入動物事前届出関連業務 「動物輸入事前届出事項登録 (IAR01)」業務 「動物輸入事前届出情報照会 (IAR04)」業務 	荷受人コード	
	荷受人 (入力)	
<ul style="list-style-type: none"> 輸入動物検査申請関連業務 「輸入動物検査申請事項呼出し (IOB)」業務 「輸入動物検査申請事項呼出し (届出情報利用) (IOY)」業務 「輸入動物検査申請情報照会 (IIO)」業務 「輸入動物検査申請事項登録 (IAA01)」業務 「輸入動物検査申請情報照会 (IAA04)」業務 	荷受人コード	
	荷受人 (入力)	
<ul style="list-style-type: none"> 輸出動物検査申請関連業務 「輸出動物検査申請事項呼出し (EOB)」業務 「輸出動物検査申請情報照会 (EIO)」業務 「輸出動物検査申請事項登録 (EAA01)」業務 「輸出動物検査申請情報照会 (EAA04)」業務 	荷送人コード	
	荷送人 (入力)	
<ul style="list-style-type: none"> 輸入犬等検査申請関連業務 「輸入犬等検査申請事項呼出し (IQB)」業務 「輸入犬等検査申請事項呼出し (届出情報利用) (IQY)」業務 「輸入犬等検査申請事項登録 (IDA01)」業務 	荷受人コード	
	荷受人 (入力)	
<ul style="list-style-type: none"> 輸出犬等検査申請関連業務 「輸出犬等検査申請事項登録 (EQA)」業務 「輸出犬等検査申請事項呼出し (EQB)」業務 「輸出犬等検査申請事項登録 (EDA01)」業務 	荷送人コード	
	荷送人 (入力)	
<ul style="list-style-type: none"> 輸入植物検査申請関連業務 「輸入植物検査申請事項呼出し (IPB)」業務 「輸入植物検査申請個別詳細 (IIP)」業務 「輸入植物検査申請事項登録 (IPA01)」業務 「輸入植物検査申請個別詳細 (IPA04)」業務 「輸入植物帳票出力 (IPA08)」業務 	荷受人コード	
	荷受人 (入力)	

<ul style="list-style-type: none"> 輸出植物検査申請関連業務 「輸出植物検査申請事項登録 (EPA01)」業務 「輸出植物検査申請個別詳細 (EPA04)」業務 「輸出植物帳票出力 (EPA07)」業務 	荷送人コード	
	荷送人 (入力)	
<ul style="list-style-type: none"> 不開港出入許可申請関係業務 「不開港出入許可申請照会 (IPP/WCP)」業務 	船卸貨物荷受人コード1~3	
	積込貨物荷受人コード1~3	

5. 留意事項について（輸出入申告等関係）

輸出入申告等関係においては、以下のコード等について変換処理を実施します。

各項目の変換内容と変換処理に伴う留意事項及び輸出入申告関係業務においてご留意いただく事項については、以下のとおりとなります。

（1）識別符号（輸出申告等）

第6次NACCSでは、輸出申告項目として新たに「識別符号」欄が新設されます。前記「4. 法人番号変換について」のとおり、移行処理において、輸出者コードを法人番号等へ変換処理を実施しますが、この際、識別符号もシステムで自動的に追加します。

具体的な追加処理は以下の表のとおりとなりますので、変換後の内容を必ず確認のうえ、輸出申告等を行ってください（例えば、識別符号「3：不明」となっている場合であっても、輸出者が法人番号を所持している場合は、法人番号を入力し、識別符号を「1」に変更のうえ、輸出申告等を実施してください。）。

【識別符号変換表】

第5次NACCS	移行	第6次NACCS	
輸出者コード欄		識別符号	移行後の輸出者コード欄
輸出入者コード (法人番号紐付け有り)	→	1	法人番号17桁に変換
空欄	→	3	空欄
輸出入者コード (法人番号紐付け無し)	→	3	入力した輸出者コードの12桁
個人保有の税関発給コード	→	3	先頭「C」の税関発給コード 17桁に変換

【参考】「識別符号」欄（必須入力）

入力コード	入力条件等
1	法人（法人番号を有する者）
2	法人番号を有しない者及び個人
3	不明

5. 留意事項について（輸出入申告等関係）

（2）識別符号（輸入申告等）

第6次NACCSでは、特定の業務において入力が必要とされていた「識別符号」が、全ての輸入申告関連業務で必須となり、また、識別符号の種別変更も実施します。

前記「4. 法人番号変換について」のとおり、移行処理において輸入者コードを法人番号等へ変換処理を実施しますが、この際、識別符号もシステムで自動的に変換または追加します。

具体的な処理は以下の表のとおりとなりますので、変換後の内容を必ず確認のうえ、輸入申告等を行ってください（例えば、識別符号「3：不明」となっている場合であっても、輸入者が法人番号を所持している場合は、法人番号を入力し、識別符号を「1」に変更のうえ、輸入申告等を実施してください。）。

【識別符号変換表】

第5次NACCS		移行	第6次NACCS	
識別符号	輸入者コード欄 輸入引取者コード欄		識別符号	移行後の輸入者コード欄 移行後の輸入引取者コード欄
空欄	輸出入者コード (法人番号紐付け有り)	→	1	法人番号17桁に変換
空欄	空欄	→	3	空欄※
空欄	輸出入者コード (法人番号紐付け無し)	→	3	入力した輸出入者コードの12桁
1	空欄	→	2	空欄
1	JASTPROコード（個人）	→	2	入力したJASTPROコードの12桁
1	税関発給コード（個人）	→	2	先頭「C」の税関発給コード17桁に変換
2	空欄	→	3	空欄
2	輸出入者コード (法人番号紐付け有り)	→	1	法人番号17桁に変換
2	輸出入者コード (法人番号紐付け無し)	→	3	入力した輸出入者コードの12桁

※ 個人の輸入者については移行データに対して、必要に応じて申告変更で識別符号を「2」に変更してください。

【参考】「識別符号」欄（必須入力）

第5次NACCS		第6次NACCS	
コード	入力条件等	コード	入力条件等
1	個人から個人宛の貨物	1	法人 (法人番号を有する者)
2	その他	2	法人番号を有しない者 及び個人
		3	不明

5. 留意事項について（輸出入申告等関係）

（3）蔵置税関

第6次NACCS稼働と同時に実施される「申告官署の自由化」に伴い、輸出入申告等控情報に新規項目として「蔵置税関」が出力されますが、移行処理において仕掛かり中の申告データがある場合は、一律、同欄に「申告あて先税関官署」を出力します。

このため、仕掛かり中のままフェーズⅢの試験環境へ移行された認定通関業者による官署選択制利用した申告、特別通関貨物、ワシントン条約に関する貨物、特定輸出における積地税関への申告等、「通関蔵置場を管轄する税関官署」と「申告あて先税関官署」が異なる申告等については、移行処理後のデータの「蔵置税関」欄には、本来の通関蔵置場を管轄する税関官署と異なる官署が出力されることとなりますが、申告変更の必要はありません。

なお、フェーズⅢ試験環境へ移行処理される前に事項登録のみを行ったデータについては、申告前にEDB→EDA・IDB→IDA等を行って本来の通関蔵置場を事項登録入力控に出力させていただきます。

（4）審査区分識別

輸出入申告等控情報の審査区分識別については、第5次NACCSでは3桁ですが、第6次NACCSからは4桁に変更します。

このため、仕掛かり中の申告情報を移行する際、審査区分識別を4桁へと変換処理を行います。変換例については、別紙2「審査区分識別移行表」をご参照ください。

（5）申告事項登録における宛先官署コードの出力と変換時の取扱いについて

申告事項登録の宛先官署コードの出力には、システム上の制限がありますので、別紙3を参照の上ご対応ください。

（6）荷主セクションコード・荷主リファレンスナンバー

第6次NACCSからCCIS（※）向け「記事（荷主）用」欄の「*」編集機能を廃止し、「荷主セクションコード」「荷主リファレンスナンバー」欄に入力されている場合に編集対象とします。移行前の輸出入申告等において荷主の指示により「*」と「荷主セクションコード」及び「荷主リファレンスナンバー」が「記事（荷主）用」欄に入力されている場合、移行処理においては特段の対応をいたしませんので、フェーズⅢでそのまま許可となった場合は、CCISへの反映は行われません。

フェーズⅢ期間中にCCISへのデータ反映を確認したい場合は、事項登録変更又は申告変更を行い、「荷主セクションコード」及び「荷主リファレンスナンバー」欄に入力を行っていただく必要があります。（※）日本通関業連合会が運営する通関情報提供システム

5. 留意事項について（輸出入申告等関係）

（7）関税率区分コード

バイEPA税率及びマルチEPA税率が適用されている場合であって、フェーズⅢ移行前に事項登録が完了している状態で移行されたデータについては、関税率区分に「G（WTO協定税率）」が出力されます（実際の税率はバイEPA、マルチEPAにより計算されています。）。

当該輸入申告等に関しては、フェーズⅢ期間中に事項登録の訂正又は申告変更を行えば、「B（バイEPA税率）」または「M（マルチEPA税率）」に変更されます。

なお、第6次NACCS稼働後においては、事項登録の訂正又は申告変更を行う必要はありません。

（8）予備申告に係る検査指定票の出力契機

第6次NACCSでは、予備申告中に検査指定された場合は、当該検査指定を行った時点で検査指定票を出力する仕様に変更しますが、予備申告の状態で行われた場合は、従来同様、本申告時点で出力されますのでご注意ください。

（9）リアルタイム口座利用の輸入申告等に係る後続処理

総合運転試験ではリアルタイム口座が使用出来ないため、移行前の輸入申告等のデータにおいて納付方法を口座にしている場合は、移行後のフェーズⅢにおいては、後続業務がエラーとなります（※1）ので、以下のとおり対応ください。

※1 例えば、8月25日に事項登録を口座振替で行い、翌月曜日（8月28日）に開庁時起動を選択している場合、自動起動時にエラーとなります。

【「輸入申告事項登録（IDA）」業務時点で移行された場合】

・事項登録の変更を行い、納付方法を「直納」または「延納の据置担保（※2）」に変更する。

【「輸入申告（IDC）」業務時点（予備申告含む）で移行された場合】

・申告変更を行い、納付方法を「直納」または「延納の据置担保（※2）」に変更する。

※2 据置担保は8月26日時点で有効（残高があるもの）で、フェーズⅢ期間中も有効なものである必要があります。

別紙 2. 審査区分識別移行表（輸入）

- 【移行前】
- 1桁目の記号（アンダーバー「_」はスペースの意味：3桁目も同様）
 - 「Z」：事故貨物
 - 「S」：差止め貨物
 - 「G」：書面（原紙）提出要
 - 「B」：事故貨物と書面（原紙）提出要の混在
 - 「C」：差止め貨物と書面（原紙）提出要の混在
 - 3桁目の記号
 - 「Y」：書類提出要（区分1のみ）
 - 「K」：検査場検査
 - 「R」：現場検査
 - 「X」：大型X線検査
 - 「M」：見本確認
 - 「H」：本船検査
 - 「V」：ふ中検査
 - 「J」：事前検査

- 【移行後】
- 1桁目の記号（アンダーバー「_」はスペースの意味：3桁目も同様）
 - 「Z」：事故貨物
 - 「S」：差止め貨物
 - 3桁目の記号
 - 「K」：検査場検査
 - 「R」：現場検査
 - 「X」：大型X線検査
 - 「M」：見本確認
 - 「H」：本船検査
 - 「V」：ふ中検査
 - 「J」：事前検査
 - 4桁目の記号
 - 「T」：審査時に書面（原紙）提出要
 - 「G」：許可後に書面（原紙）提出要
 - 「M」：上記「T」「G」が混在
 - 「Y」：書類提出要（区分1のみ）

【移行前】

申告控等			照会画面		
G	1	_	G	1	_
_	1	Y	_	1	Y
G	2	_	G	2	_
C	2	_	C	2	_
B	2	_	B	2	_
G	3	K	G	3	K
C	3	K	C	3	K
B	3	K	B	3	K



【移行後】

申告控等			照会画面				
_	1	_	G	_	1	_	G
_	1	_	Y	_	1	_	Y
_	2	_	G	_	2	_	G
S	2	_	G	S	2	_	G
Z	2	_	G	Z	2	_	G
_	3	K	G	_	3	K	G
S	3	K	G	S	3	K	G
Z	3	K	G	Z	3	K	G

※上記移行表は**例示であり、全ての移行パターンを掲載したものではありません。**具体的な審査区分の内容に関しては、税関にお問い合わせください。

別紙 2. 審査区分識別移行表（輸出）

【移行前】

- 1桁目の記号（アンダーバー「_」はスペースの意味：3桁目も同様）
 - 「Z」：事故貨物
 - 「S」：差止め貨物
 - 「G」：書面（原紙）提出要
 - 「B」：事故貨物と書面（原紙）提出要の混在
 - 「C」：差止め貨物と書面（原紙）提出要の混在
- 1桁目の記号
 - 「Y」：書類提出要（区分1のみ）
 - 「K」：検査場検査
 - 「R」：現場検査
 - 「X」：大型X線検査
 - 「M」：見本確認
 - 「H」：本船検査
 - 「V」：ふ中検査
 - 「J」：事前検査

【移行後】

- 1桁目の記号（アンダーバー「_」はスペースの意味：3桁目も同様）
 - 「Z」：事故貨物
 - 「S」：差止め貨物
- 3桁目の記号
 - 「K」：検査場検査
 - 「R」：現場検査
 - 「X」：大型X線検査
 - 「M」：見本確認
 - 「H」：本船検査
 - 「V」：ふ中検査
 - 「J」：事前検査
- 4桁目の記号
 - 「T」：審査時に書面（原紙）提出要
 - 「G」：許可後に書面（原紙）提出要
 - 「M」：上記「T」「G」が混在
 - 「Y」：書類提出要（区分1のみ）

【移行前】

申告控等			照会画面		
G	1	_	G	1	_
_	1	Y	_	1	Y
G	2	_	G	2	_
C	2	_	C	2	_
B	2	_	B	2	_
G	3	K	G	3	K
C	3	K	C	3	K
B	3	K	B	3	K



【移行後】

申告控等			照会画面				
_	1	_	G	_	1	_	G
_	1	_	Y	_	1	_	Y
_	2	_	G	_	2	_	G
S	2	_	G	S	2	_	G
Z	2	_	G	Z	2	_	G
_	3	K	G	_	3	K	G
S	3	K	G	S	3	K	G
Z	3	K	G	Z	3	K	G

※上記移行表は**例示であり、全ての移行パターンを掲載したものではありません。**具体的な審査区分の内容に関しては、税関にお問い合わせください。

別紙3. 申告事項登録における「あて先官署コード」の出力と変換時の取扱い

形態	あて先官署の自動補完機能	I D Aでの入力事項	I D A実施		I D A後の「あて先官署コード」の変更可否と変更方法			I D Cでの入力事項	I D C後の「あて先官署コード」の変更可否と変更方法	税関運用
			「あて先官署コード」の出力形態 (I D A送信後、どのような情報が出力されるか) 申告先種別コードごと		同一官署内の訂正 (二桁目のみの訂正) (1A→1B)	税関跨ぎの訂正 (一桁目の訂正) (1A→2B)	変更方法			
認定通関業者	i) 自動補完有	ブランク	認定通関業者用申告官署(事前登録要)	貨物の蔵置場所を管轄する税関官署コード	○	x	輸入申告事項登録(I D A)後、輸入申告(I D C)までの間、同一官署内であれば訂正は可能	-	不可	
	ii) 自動補完なし	ブランク	貨物の蔵置場所を管轄する税関官署コード		○	x		-		
一般通関業者		ブランク	貨物の蔵置場所を管轄する税関官署コード		○	x		-		

注1) 直接入力した場合は、その官署を最優先する。自由化申告を行う場合は、あらかじめ、あて先申告官署を入力する必要がある。

注2) 申告番号の一桁目と官署税関は一对のため、申告番号払い出し後のあて先官署コードの訂正は不可。

注3) 輸出取止め再輸入についても通常の輸入申告と同様の取扱いである。なお、輸出取止め再輸入申告について自由化申告を行う場合は、輸出許可税関官署を選択することも可能である。

5. 留意事項について（輸出入申告等関係）

(10) 原産地証明書識別（沖縄特免制度含む）

第6次NACCSから「原産地証明書識別」欄の桁数が4桁に変更となります。移行前に申告等が行われた仕掛かり中のデータについては、移行処理において、第5次NACCSで入力された「原産地コード」及び「原産地証明書識別」を基に、別紙4「原産地証明書識別変換表」のとおり変換処理を行います。ただし、一部、変換できないケースがありますが、その場合は、変換せずに第5次NACCSの原産地証明書識別（1桁）の値の末尾にスペースを付与いたしますので、ご注意ください（別紙4の変換表の「No.」の欄に「※」を付したもの）。

変換処理が行われなかった場合（原産地証明書識別が1桁のまま）は、フェーズⅢ期間中に事項登録内容もしくは申告内容の修正が必要となります。該当の場合は、次ページに掲載の4桁のコードに変更してから後続の業務を実施してください。インボイス・パッキングリスト仕分情報登録関係業務についても同様の対応をお願いします。

【移行処理後、原産地証明書識別が4桁に変更出来なかった場合における対応表】

第5次NACCS	第6次NACCS	移行状況及び対処方法
IDA等事項登録のみ	IDC	IDC業務実施時にエラー。IDB、IDAで該当する原産地証明書識別を4桁に変更する。
予備申告済（IDC等）	本申告起動	本申告起動時にエラー。申告訂正をして該当する原産地証明書識別を4桁に変更する。
IDC等済（申告中）※	申告中	税関での審査終了入力時にエラー。申告訂正をして該当する原産地証明書識別を4桁に変更する。

（※）蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告に限る。

別紙 4. 原産地証明書識別交換表

第5次NACCS			→	第6次NACCS	
No.	原産地コード	原産地証明書識別		原産地証明書識別	
1	-	G	→	WKTG	
2	-	S	→	WKTS	
3	-	R	→	WKOR	
4	-	N	→	WKON	
5	-	A	→	GSTA	
6	-	J	→	GSTJ	
7	-	B	→	GSTB	
8	-	P	→	GSTP	
9	-	C	→	GSOC	
10	-	T	→	GSOT	
11	-	M	→	GSTM	
12	SG	F	→	SGT4	
13	SG	E	→	SGO5	
14	SG	D	→	SGO6	
15	SG	L	→	SGT7	
16	MY	K	→	MYT1	
17	MY	F	→	MYT4	
18	MY	Y	→	MYO2	
19	MY	Z	→	MYO3	
20	MY	E	→	MYO5	
21	MY	D	→	MYO6	
22	MY	L	→	MYT7	
23	PH	K	→	PHT1	
24	PH	F	→	PHT4	
25	PH	Y	→	PHO2	
26	PH	Z	→	PHO3	
27	PH	E	→	PHO5	
28	PH	D	→	PHO6	
29	PH	L	→	PHT7	
30	CL	K	→	CLT1	
31	CL	F	→	CLT4	
32	CL	Y	→	CLO2	
33	CL	Z	→	CLO3	
34	CL	E	→	CLO5	
35	CL	D	→	CLO6	

第5次NACCS			→	第6次NACCS	
No.	原産地コード	原産地証明書識別		原産地証明書識別	
36	CL	L	→	CLT7	
37	TH	K	→	THT1	
38	TH	F	→	THT4	
39	TH	Y	→	THO2	
40	TH	Z	→	THO3	
41	TH	E	→	THO5	
42	TH	D	→	THO6	
43	TH	L	→	THT7	
44	BN	F	→	BNT4	
45	BN	E	→	BN05	
46	BN	D	→	BN06	
47	BN	L	→	BNT7	
48	ID	K	→	IDT1	
49	ID	F	→	IDT4	
50	ID	Y	→	IDO2	
51	ID	Z	→	IDO3	
52	ID	E	→	IDO5	
53	ID	D	→	IDO6	
54	ID	L	→	IDT7	
55	VN	K	→	VNT1	
56	VN	F	→	VNT4	
57	VN	Y	→	VNO2	
58	VN	Z	→	VNO3	
59	VN	E	→	VNO5	
60	VN	D	→	VNO6	
61	VN	L	→	VNT7	
62	IN	F	→	INT4	
63	IN	E	→	INO5	
64	IN	D	→	INO6	
65	IN	L	→	INT7	
66	MN	K	→	MNT1	
67	MN	F	→	MNT4	
68	MN	Y	→	MNO2	
69	MN	Z	→	MNO3	
70	MN	E	→	MNO5	

第5次NACCS			→	第6次NACCS	
No.	原産地コード	原産地証明書識別		原産地証明書識別	
71	MN	D	→	MNO6	
72	MN	L	→	MNT7	
※73	MX	K	→	K	
※74	MX	F	→	F	
※75	MX	L	→	L	
76	MX	Y	→	MXO2	
77	MX	Z	→	MXO3	
78	MX	E	→	MXO5	
79	MX	D	→	MXO6	
※80	CH	K	→	K	
※81	CH	F	→	F	
※82	CH	L	→	L	
83	CH	Y	→	CHO2	
84	CH	Z	→	CHO3	
85	CH	E	→	CHO5	
86	CH	D	→	CHO6	
※87	LI	K	→	K	
※88	LI	F	→	F	
※89	LI	L	→	L	
90	LI	Y	→	CHO2	
91	LI	Z	→	CHO3	
92	LI	E	→	CHO5	
93	LI	D	→	CHO6	
※94	PE	K	→	K	
※95	PE	F	→	F	
※96	PE	L	→	L	
97	PE	Y	→	PEO2	
98	PE	Z	→	PEO3	
99	PE	E	→	PEO5	
100	PE	D	→	PEO6	
101	AU	K	→	AUT1	
102	AU	F	→	AUT4	
103	AU	L	→	AUT7	
※104	AU	H	→	H	
※105	AU	U	→	U	

第5次NACCS			→	第6次NACCS	
No.	原産地コード	原産地証明書識別		原産地証明書識別	
※106	AU	W	→	W	
107	AU	Y	→	AUO2	
108	AU	Z	→	AUO3	
109	AU	E	→	AUO5	
110	AU	D	→	AUO6	
111	CC	K	→	AUT1	
112	CC	F	→	AUT4	
113	CC	L	→	AUT7	
※114	CC	H	→	H	
※115	CC	U	→	U	
※116	CC	W	→	W	
117	CC	Y	→	AUO2	
118	CC	Z	→	AUO3	
119	CC	E	→	AUO5	
120	CC	D	→	AUO6	
121	CX	K	→	AUT1	
122	CX	F	→	AUT4	
123	CX	L	→	AUT7	
※124	CX	H	→	H	
※125	CX	U	→	U	
※126	CX	W	→	W	
127	CX	Y	→	AUO2	
128	CX	Z	→	AUO3	
129	CX	E	→	AUO5	
130	CX	D	→	AUO6	
131	NF	K	→	AUT1	
132	NF	F	→	AUT4	
133	NF	L	→	AUT7	
※134	NF	H	→	H	
※135	NF	U	→	U	
※136	NF	W	→	W	
137	NF	Y	→	AUO2	
138	NF	Z	→	AUO3	
139	NF	E	→	AUO5	
140	NF	D	→	AUO6	
141	-	4	→	AST4	
142	-	5	→	ASO5	
143	-	6	→	ASO6	
144	-	7	→	AST7	

5. 留意事項について（輸出入申告等関係）

(11) 修正申告関係及び関税等更正請求

第6次NACCSでは輸入者コード及び輸入引取者コードが、JASTPROコード等から原則法人番号に変更となりますので、移行処理において第5次NACCSで入力されている輸入者コード等を法人番号等へ変換をいたします（下表を参照ください。）。

なお、変換できない場合は、変換せずに第5次NACCSの値の末尾にスペースを付与し設定します。

第5次NACCS	第6次NACCS
申告者コード欄 請求者コード欄 輸入引取者コード欄	申告者コード欄 請求者コード欄 輸入引取者コード欄
輸出入者コード (法人番号紐付け有り)	法人番号17桁に変換
空欄	空欄
輸出入者コード (法人番号紐付け無し)	入力した輸出者コードの12桁
税関発給コード（個人等）	先頭「C」の税関発給コード17桁に変換

6. 留意事項について（貨物関係）

(1) 航空関係：特段の留意事項はありません。

(2) 海上関係

① 第6次NACCSで業務統合を行う業務に係る移行処理

第6次NACCS更改に合わせて業務統合を行う次の業務については、移行処理前に登録された情報を統合後の新規業務の入出力項目表に基づく内容に変換後、移行します（例えば、統合の結果、入力項目の桁数が削減される場合、更改後に呼出し業務を実施した場合は削減後の項目桁数に基づいた出力となります。）。

第5次NACCS	第6次NACCS
船積指図書(S/I)情報登録 (SIR)	船積指図書(S/I)情報登録 (SIR)
船積指図書(S/I)情報登録 (SIR02)	
S/I 情報登録 (EIR)	S/I 情報登録 (EIR)
S/I 情報登録 (EIR01) (国際連携)	
船積確認事項登録 (コンテナ船用) (ACL01)	ACL 情報登録 (コンテナ船用) (ACL01)
船積確認事項登録 (コンテナ船用) (SWB用) (ACL03)	
船積事項確認登録 (在来船用) (ACL02)	ACL 情報登録 (在来船・自動車船用) (ACL02)
船積確認事項登録 (在来船用) (SWB用) (ACL04)	

② B/L 番号の仕分け枝番の運用

移行前に仕分け等が行われて枝番が付与された貨物について、移行後、総合運転試験においてさらに仕分け等を実施する場合は、第6次NACCSの仕様に基づき枝番を付与します。

B/L 番号の仕分けイメージ

第5次NACCSでの仕分け			総合運転試験において仕分けを行う場合	
当初B/L 番号	仕分け後	再仕分け後	移行後仕分け	移行後更に仕分け
NACS0000001	NACS0000001A	-	-	-
	NACS0000001B	NACS0000001C	-	-
		NACS0000001D	NACS0000001DA	-
			NACS0000001DB	NACS0000001DBA
				NACS0000001DBB

6. 留意事項について（貨物関係）

③「貨物情報照会（ICG）」業務での貨物状況コード

移行前に蔵入承認となり、総合運転試験環境に移行された貨物情報については、「END（削除表示設定）」として出力されます。

注：第6次NACCSでは、蔵入承認となった貨物情報についてICG業務で照会した際、貨物状況コードは「IS（蔵入承認済）」と出力されます。

④「貨物在庫状況照会（IWS）」業務での蔵入承認済貨物の照会

移行前に蔵入承認となり、総合運転試験環境に移行された貨物については、IWS業務で貨物識別「E（蔵入承認済貨物）」による照会では対象外となります。当該識別による照会は、第6次NACCSで蔵入承認となった貨物情報が対象となります。

⑤ 蔵入承認済貨物の後続業務

移行前に蔵入承認となり併せ運送中の貨物は、総合運転試験環境移行後に搬入された場合であっても、第6次NACCSで提供する「蔵入承認貨物の後続業務可能化」の対象外となります。

⑥「輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）（RSS01）」業務の取り扱い

第6次NACCSでは、「貨物情報仕分け（CHJ）」業務により仕分けされた親B/Lに対しても「輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）（RSS01）」業務が可能となりますが、移行前にCHJ業務により仕分けされ、総合運転試験環境に移行された親B/Lは対象外（RSS01業務は実施不可）となります。

⑦ 出港前報告（電話番号必須化に伴う報告情報の訂正時の留意点）

移行前に出港前報告された情報のうち、荷送人、荷受人、着荷通知先それぞれの電話番号欄が未入力の情報に関しては、同欄をスペースの状態に移行いたします。このため、総合運転試験において「出港前報告訂正（CMR）」業務、「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務にて訂正を行う場合に、電話番号が未入力のままで送信するとエラーとなりますので、必ず電話番号を入力の上、業務を実施してください。

7. 留意事項について（海上入出港関係）

（1）照会業務における申請状態（ステータス）の変換処理

以下の照会業務で確認可能な申請状態については、第6次NACCSから文言等の変更が行われます。これに伴い、移行処理において、現状の申請状態を第6次NACCSの申請状態の文言等に下表のとおり変換を実施します。

第5次NACCS			第6次NACCS		
照会業務	申請状態	申請状態 (日本語)	照会業務	申請状態	申請状態 (日本語)
JSS	1	送信待ち	IVS,WVS	1	送信済
JSS	2	送信(送信中)			
JSS	3	送信(配信失敗)	-	-	-
JSS	4	送信(配信)	IVS,WVS	1	送信済
JSS	5	送信(受信)			
JSS	6	回答(受理)	IVS,WVS	6	受理
JSS	7	回答(不受理)	IVS,WVS	7	不受理
JSS	8	回答(許可)	IVS,WVS	8	許可
JSS	9	回答(条件付許可)	IVS,WVS	9	条件付許可
JSS	A	回答(決定)	IVS,WVS	A	決定
JSS	B	回答(不許可)	IVS,WVS	B	不許可
JSS	C	回答(指定)	IVS,WVS	C	指定
JSS	D	回答(無線検疫結果通知書)	IVS,WVS	D	無線検疫結果通知書
JSS	E	回答(検疫済証)	IVS,WVS	E	検疫済証
JSS	F	回答(受付完了)	IVS,WVS	F	受付完了
JSS	G	回答(受付不能)	IVS,WVS	G	受付不能
JSS	H	回答(指示書)	IVS,WVS	H	指示書
JSS	I	回答(勧告書)	IVS,WVS	I	勧告書
JSS	J	回答(仮検疫済証)	IVS,WVS	J	仮検疫済証
JSS	K	回答(受付)	IVS,WVS	K	受付
JSS	L	回答(通報不備)	IVS,WVS	L	通報不備
JSS	N	回答(取消)	IVS,WVS	N	取消
CRW01	10	受付	IVS,WVS	O	受付済
CRW01	20	審査終了	IVS,WVS	P	審査終了済
CRW01	30	訂正依頼	IVS,WVS	Q	訂正依頼済
CRW01	40	取下	IVS,WVS	R	取下済

7. 留意事項について（海上入出港関係）

(2) 港湾管理者業務（K業務）のデータ移行について

港湾管理者業務（K業務）にかかる申請情報データについては、移行対象外となりますので、移行前に実施した業務の後続となる呼出・訂正業務は、総合運転試験では実施できませんのでご注意ください。

注：「書類状態確認（WVS）」業務にて申請状態を確認することは可能ですが、詳細内容を確認することはできません（移行前に実施したK業務による届出および申請データについては、第6次NACCSの番号体系ではなくKから始まる番号のまま表示されます。）。

(3) 乗組員情報（VTX02）、旅客情報（VTX03）、船用品情報（VTX04）について

乗組員情報、旅客情報、船用品情報については移行対象外となりますので、フェーズⅢ期間中に入出港する予定の船舶に関しては、総合運転試験期間中に登録を行ってください。なお、10月の本番移行時も乗組員、旅客、船用品情報の移行は行われませんので、総合運転試験期間中に総合運転試験版パッケージソフト又はWebNACCSで登録を行ったデータを外部ファイルに保存（WebNACCSでは、CSVファイル作成ツールでの保存）することにより、10月更改以降に当該外部ファイルデータをアップロードすることで利用可能となります。

CSVファイル作成ツールの使用方法については以下にご案内しておりますので、ご確認をお願い致します。

【動画】 <https://www.youtube.com/watch?v=-OWPKN7P2FI&feature=youtu.be>

【利用マニュアル】 https://bbs-cust.naccscenter.com/naccs/dfw/sid/web/data/webnaccs/csvtool_manual.pdf

(4) 「乗員上陸許可申請（CRW03）」業務における過去情報の利用

「乗員上陸許可申請（CRW03）」業務については、第6次NACCSでは「入港前統一申請（VPX、またはWPT）」業務へ統合となりますが、移行前に実施した「乗員上陸許可申請（CRW03）」業務の過去情報は移行対象外となっています。このため、総合運転試験では第5次NACCSで実施した過去情報の再利用はできませんので、ご注意ください。

8. 留意事項について（関係省庁業務関係）

（1）医薬品医療機器等申請業務のデータ移行について

「輸入報告申請（POC）」業務の「輸入品目名称」欄は、第5次NACCSでは1届出あたり最大100欄まで入力可能ですが、第6次NACCSからは1届出あたり最大5欄までの入力となります。第6次NACCS総合運転試験環境への移行処理において、例えば、移行前の申請において7欄であった場合、移行処理では5欄までが移行対象となり、残り2欄の輸入品目名称は移行されません。従って、残り2欄分については、改めて申請を行っていただくこととなります。